定款

ユニデンホールディングス株式会社

ユニデンホールディングス株式会社 定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当会社は、ユニデンホールディングス株式会社と称し、英文ではUNIDEN HOLDINGS CORPORATIONと表示する。

（事業目的）

第2条 当会社は、次の事業を営むことおよび、次に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 情報通信機器、音響機器および家庭電器製品の製造ならびに販売
2. 水晶振動子および水晶フィルター、水晶発振器の製造ならびに販売
3. 各種電子回路部品の製造ならびに販売
4. 医療用器具、光学機械器具および事務用機器の製造ならびに販売
5. 化粧品、化粧雑貨品および医薬部外品の製造ならびに販売
6. 視聴覚機器の媒体（ソフトウェア）の企画、制作ならびに販売
7. 飲食料品、衣料、衣料雑貨、日用雑貨品、玩具および家具の販売
8. 輸送用機械器具および車両の製造ならびに販売
9. 貴金属、宝石、絵画、彫刻等の造形品および古美術品の販売
10. 放送事業、第一種電気通信事業、第二種電気通信事業および旅行業
11. 不動産の売買、賃貸、斡旋、鑑定、管理ならびに倉庫業
12. ホテル、飲食店等の施設の所有、賃貸ならびに経営
13. スポーツ施設および文化施設の所有、賃貸ならびに経営
14. 土地の測量および造成等の開発行為
15. 都市開発に関する企画、調査ならびに設計
16. ゴルフ場の建設ならびに経営
17. ゴルフ会員権の売買
18. 植栽造園の設計施工ならびに管理
19. 建築の企画、設計、施工ならびに監理
20. 広告代理業、損害保険の代理業および有価証券への投資ならびに運用
21. 古物の売買
22. 前各号の物品および関連する物品の物品卸売業ならびに物品輸出入業
23. 前各号の他一切の事業

（本店の所在地）
第3条　当会社は、本店を東京都中央区におく。

（機関）
第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。
1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

（公告方法）
第5条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）
第6条　当会社の発行可能株式総数は、1，690万株とする。

（自己の株式の取得）
第7条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利

（株式取扱規程）
第10条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続等は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）
第11条　当会社は、株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備えおき、その他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

（招集）

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

2. 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（定時株主総会の基準日）

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（議長）

第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

（電子提供措置等）

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供の措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供の措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とし、監査等委員である取締役は9名以内とする。

（取締役の選任）

第19条　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行なう。

2．監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。

3．当会社の取締役の選任決議は、全て累積投票によらない。

（取締役の任期）

第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2．監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役）

第21条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定し、代表取締役は、当会社を代表する。

（取締役の報酬等）

第22条　取締役の報酬、賞与およびその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

（取締役会の招集）

第23条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

2．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第24条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の決議の省略）

第25条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第26条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第27条　取締役会の運営に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第28条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第29条　監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集）

第30条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

2．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）

第32条 監査等委員会の運営に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章　計算

（事業年度）

第33条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（期末配当金）

第34条　当会社は、株主総会の決議により毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第35条　当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第36条　期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

2．未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

令和3年11月19日開催の臨時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

（電子提供措置に関る経過措置）

1．現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2．前項の規定に関わらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。

3．本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

（平成30年6月28日変更）
（平成30年10月1日変更）
（令和3年11月19日変更）
（令和4年6月28日変更）